

**男女共同参画に関する研修
参加費の一部を補助します**

市外で開催される男女共同参画に関するフォーラムや講座などの研修に参加される方に対して、経費の一部を補助します。

■補助の対象者

市内在住者で、ほかの公的機関から補助を受けない方

■補助金額

研修参加に要する旅費のうち、2分の1を補助します。

■問合せ

市庁舎本館総務課
男女共同参画係

(内線2525)

女性の文化活動・地域活動などを支援します

愛媛県女性総合センターと共同で、男女共同参画社会づくりを進めるためのイベントを開催するグループ・団体に対して支援を行います。

■支援の内容

- 開催経費の5分の4以内を助成(1件当たり3万円)
- 運営ノウハウ、アドバイス

■問合せ

愛媛県女性総合センター
TEL 089-926-1633

**平成19年成人式の
日程・会場が決まりました**

平成19年成人式は、次の2会場で開催します。

参加対象地域によつて会場が異なりますので、ご注意ください。

■期日 平成19年1月7日(日)

■会場・開式時間

- 東予・丹原地域の方
丹原文化会館 10時30分
- 西条・小松地域の方
総合文化会館 13時30分

保定市との「草の根交流」を支援します

中国河北省にある保定市と西条市は、友好都市締結を交わしており、市では市民間の草の根交流を図るため、次の支援を行っています。保定市を訪問して、友好交流を深めてみませんか。

市民の保定市訪問団へ補助金を交付します

自主的に保定市を友好訪問する訪問団に、市では訪問計画の相談や補助金の交付などの支援を行います。

■補助金の交付条件

- 市民間の友好親善を目的とすること。(営利目的などを除く)
- 市内に在住・通勤・通学する中学生以上の方5人以上で組織された訪問団で、市内在住者が過半数を占めること。
- 保定市に2日以上滞在すること。
- 他の公的機関から補助を受けないこと。
- 一度補助金を受けた団員には、2年間再交付されません。

■補助金額 団員1人につき3万円を限度として、予算の範囲内で決定します。

市民訪中団の団員を募集します

団員の方には、訪中の活動計画などを協議いただき、西条市と保定市が協力して訪中を支援します。

- 訪中日程** 9月下旬(3泊4日) 予定
 - 対象者** 市内に在住・通勤・通学する方
 - 経費** 1人当たり約12万円
 - 応募期限** 7月31日(月)
- ※応募が少数の場合、中止になる場合があります。

問合せ 市庁舎本館総務課 国際交流係 内線2526

■対象者

昭和61年4月2日～昭和62年4月1日生まれの方

■問合せ

市庁舎別館社会教育課
社会教育係(内線5232)

**就学義務猶予免除者等の
中学校卒業程度認定試験**

病気やその他やむを得ない事由によつて、中学校等を卒業することができなかった方に対する中学校卒業程度認定

試験を実施します。

■対象者

○平成19年3月31日までに満15歳以上になる方
○日本国籍を有しない方で、平成19年3月31日までに満15歳以上になる方

■試験日 11月6日(月)

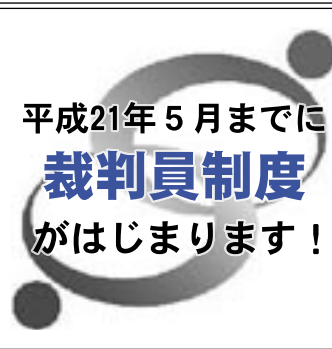
■試験場 愛媛県庁

■願書受付期間

8月25日(金)～9月12日(火)

■問合せ

県教育委員会義務教育課
TEL 089-941-1212



Q. 裁判員制度とは、どのようなものですか？

A. 裁判員制度は、国民の皆さんに裁判員として殺人罪などの重大な事件について刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

Q. なぜ導入されるのですか？

A. 国民の皆さんが裁判に参加することによって、法律の専門家ではない国民の感覚が、裁判の内容に反映されることとなります。その結果、国民の皆さんの司法に対する理解と信頼が深まることが期待されています。

詳しくは… 松山地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/matsuyama/>